

埼玉県官民協働等女性支援事業実施要領

1 目的

官民協働等女性支援事業は、様々な困難な問題を抱える女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、以下のアからウに当てはまる団体で、埼玉県（以下「県」という。）が別に定めるところにより補助するもの（以下「事業者」という。）とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体を除く。

ア 県内にシェルターを有する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人であること

イ 困難な問題を抱える女性支援活動実績を3年以上有し、かつ、宿泊を伴う困難な問題を抱える女性支援活動実績を1年以上有する団体であること

ウ シェルターが不特定多数の者に開放されておらず、かつ、入所した女性の安全及び衛生並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有していること

(2) 県は4（2）の関係機関連携会議の設置、運営等の事務を担う。

3 支援対象者

本事業の対象者は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「困難な問題を抱える女性」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

本事業においては、事業者は、以下の（1）ア アウトリーチ支援、イ SNS相談支援、（2）居場所の提供に関する支援、（3）自立支援及び（4）関係機関連携会議への参加を必須とする。

（1）から（4）の事業の実施に際しては、法第8条第1項に定める県が策定した基本計画に基づき行うこととする。

なお、（1）から（4）の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市町村、県が設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援・SNS相談支援

本事業では、困難な問題を抱える女性に対して、以下のア及びイの支援を実施する。

ア アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える女性に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウ

トリーチ支援を実施する。また、出張相談など困難な問題を抱える女性の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

イ SNS相談支援

困難な問題を抱える女性からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った困難な問題を抱える女性や、居場所を利用していた困難な問題を抱える女性からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援やSNS相談支援等の際に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくはSNS相談支援等の実施場所又は困難な問題を抱える女性が居住する地域の市町村が、実施主体からの連絡等を受けて、困難な問題を抱える女性に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

(2) 居場所の提供に関する支援

事業者は、困難な問題を抱える女性の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

ア 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。当該計画内容の適格性を確認するため、必要に応じて男女共同参画推進センターの助言等を受けること。

イ 居場所の提供体制

(ア) 居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

(イ) 困難な問題を抱える女性の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な困難な問題を抱える女性を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置する等、きめ細かな支援を提供すること。

ウ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、アに定める自立支援計画において明確に定めるとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計

算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。)を整備しなければならない。

エ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所、男女共同参画推進センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

(イ) 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(ウ) 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、事業者は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市町村等に連絡し、必要な支援につなげる。

(3) 自立支援

ア 自立支援体制整備事業

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する（累計で2週間を超える場合）利用者については、自立支援計画（様式1）を策定する。自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

なお、男女共同参画推進センターは、事業者と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護（一時保護委託を含む）や女性自立支援施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応するものとする。また、男女共同参画推進センターは、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市町村が、利用者提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うよう連絡調整を行う。

事業者は、自立支援計画に基づき、利用者個々の状況に応じて以下の支援を実施する。

(ア) 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(イ) 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(ウ) 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(エ) 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援する。

(オ) その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

イ 自立支援等スタッフ育成事業

事業者は、民間団体や県内で困難な問題を抱える女性への自立支援等を行うスタッフを育成するための講座開催又はインターンシップ等を年2回以上行うこととする。なお、県は当該講座開催の周知等に協力を行う。また、団体スタッフ資質向上のため外部研修の受講を行うことができる。

(4) 関係機関連携会議への参加

事業者は、県が必要に応じて開催する行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に参加しなければならない。

関係機関連携会議では、困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを通じて、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。

5 事業者の遵守事項

(1) 活動記録の作成

事業者は、4に掲げる事業を実施する際、困難な問題を抱える女性への支援の実施状況を確認できるよう、報告書（様式2）を作成する。

(2) 支援に関する記録の保管及び開示

自立支援計画、報告書は事業終了後5年間保管するものとし、県が求める場合は開示しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

本事業においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

なお、事業者は、関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と県が判断する場合に限るものとする。

(4) 安全の確保

事業者は、事業の実施に当たっては、困難な問題を抱える女性が安全で安心して支援を受けることができる環境を整えなければならない。

6 経費の補助

本事業に要する費用の一部について、県は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。なお、他の国庫補助金や県補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

7 その他

本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附則

- 1 この要領は、令和7年6月23日に施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県若年被害女性等支援事業実施要領（令和6年4月1日施行）は廃止する。

埼玉県官民協働等女性支援事業報告書

団体名		月分
-----	--	----

1 アウトリーチ支援・SNS相談支援

ア) 夜間見回りやICTの活用、出張相談によるアウトリーチ支援等の実施状況

支援回数、場所、支援対象者数、活動状況を具体的に記載	
----------------------------	--

イ) SNS相談支援の実施状況

活動状況を具体的に記載	
-------------	--

i 相談人数（相談方法ごとに実人員を記載、（ ）内のみ延べ人数も記載※事業開始から年度末までの人数）

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		0

ii 年齢別相談人数（実人員を記載※事業開始から年度末までの人数）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数										0

iii 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

iv 広域連携の状況

広域対応した具体的な取組を記載	
-----------------	--

2 居場所の提供に関する支援

ア) 宿泊を伴う保護人数

短期（2週間以内）		人
長期（2週間を超える場合）		人

i 年齢別保護人数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数 （短期）										0
相談人数 （長期）										0

※保護人数は、当該年度4月からの累計を記載すること。

ii 保護した女性の属性・課題

属性・課題	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス	就労
（人数）					
属性・課題	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ	孤独・孤立
（人数）					
属性・課題	貧困	DV（デートDV）	妊娠	依存症	その他
（人数）					

（注）複数当てはまる場合は、重複して計上すること。当該年度4月からの累計を記載すること

iii 心理的ケア等の医療機関との連携

支援した女性の人数、具体的な取組を記載	
---------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

ウ) 未成年者への対応状況

弁護士を活用や警察、児相との連携等について具体的に記載	
-----------------------------	--

③ 自立支援

ア) 同行支援実施回数

	回
--	---

イ) 支援状況

居住支援、就業支援、生活支援等、具体的な支援内容を記載	
-----------------------------	--

ウ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

④ 関係機関連携会議への参加

参加回数

	回
--	---

参画した関係機関連携会議名称	
----------------	--

埼玉県官民協働等女性支援事業報告書

団体名		年度	
-----	--	----	--

1 アウトリーチ支援・SNS相談支援

ア) 夜間見回りやICTの活用、出張相談によるアウトリーチ支援の実施状況

支援回数、場所、支援対象者数、活動状況を具体的に記載	
----------------------------	--

イ) SNS相談支援の実施状況

活動状況を具体的に記載	
-------------	--

i 相談人数（相談方法ごとに実人員を記載、（ ）内のみ延べ人数も記載※事業開始から年度末までの人数）

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		0

ii 年齢別相談人数（実人員を記載※事業開始から年度末までの人数）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数										0

iii 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

iv 広域連携の状況

広域対応した具体的な取組を記載	
-----------------	--

2 居場所の提供に関する支援

ア) 宿泊を伴う保護人数

短期（2週間以内）		人
長期（2週間を超える場合）		人

i 年齢別保護人数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	不明	計
相談人数 （短期）										0
相談人数 （長期）										0

※保護人数は、当該年度4月からの累計を記載すること。

ii 保護した女性の属性・課題

属性・課題	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス	就労
（人数）					
属性・課題	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ	孤独・孤立
（人数）					
属性・課題	貧困	DV（デートDV）	妊娠	依存症	その他
（人数）					

（注）複数当てはまる場合は、重複して計上すること。当該年度4月からの累計を記載すること

iii 心理的ケア等の医療機関との連携

支援した女性の人数、具体的な取組を記載	
---------------------	--

イ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

ウ) 未成年者への対応状況

弁護士を活用や警察、児相との連携等について具体的に記載	
-----------------------------	--

③ 自立支援

ア) 同行支援実施回数

	回
--	---

イ) 支援状況

居住支援、就業支援、生活支援等、具体的な支援内容を記載	
-----------------------------	--

ウ) 関係機関との連携状況

連携状況を具体的に記載 ※公的機関につないだ件数等も記載	
---------------------------------	--

④ 関係機関連携会議への参加

参加回数

	回
--	---

参画した関係機関連携会議名称	
----------------	--